意見書

東経企営第 11-2 号 平成 23 年 4 月 4 日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)に対する意見 募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

> 【本意見に関する連絡先】 経営企画部 営業企画部門 電話番号 FAX 番号

ア 指定要件に関する検証

指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネ ガティブリスト方式)を採用すべきか、端末 系伝送路設備の種別 (メタル・光)を区別せ ずに指定すべきか等の論点について

昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。

当社意見

《ネガティブリスト方式・ポジティブリスト方式について》

- 検証結果案における総務省殿の考え方では、ネガティブリスト方式の採用について、
 - ①現時点においても、NTT東西が指摘するような「NTT東西を競争上不利な状況に置く」 又は「お客様利便を損ねている」等の状況も認められないこと、
 - ②現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする平成19年3月付答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」の主旨に反しているものではないこと、

から、第一種指定電気通信設備の趣旨に照らして妥当とされております。

しかしながら、当社が1次意見及び再意見にて主張した点、例えば「新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できない」等について、十分な検証がなされずに、こうした考え方が示されていることから、総務省殿においては、具体的な検証を行った上で、考え方を示していただきたいと考えます。

【当社1次意見(2010年10月)及び再意見(2010年11月)】

- ・現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。
- ・しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要 最小限のものに限定すべきであると考えます。
- ・なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有

検証結果案	当社意見
	することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されてい
	るルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとん
	ど皆無であることを踏まえれば、不可欠性を有すことになる蓋然性は極めて低いと考えます。
	・それにもかかわらず、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定
	方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならな
	い」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(20
	07年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。
	加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東
	西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」と
	されておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ
	「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要
	となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を
	競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが
	遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。
	・したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体
	的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気
	通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトル
	ネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。
	" A A A A A A A A A A A A A A A A A A A
	《メタル・光を区別しない指定方式について》
	○ 検証結果案における総務省殿の考え方では、メタル回線と光ファイバ回線は、
	①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、
	②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、
	③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面に
	おいて優位性を有していること、

検証結果案	当社意見
	から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することとされております。
	しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、メタルと光を区別せずに指定電気通信設
	備とする合理的な理由にはならないと考えます。
	・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があ
	ることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。
	・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあ
	れば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。
	・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有してい
	ることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面で
	の優位性もないこと。
	また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに
	対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優
	位性はないこと。
	│ │ ○ なお、加入者光ファイバについては、当社が1次意見及び再意見にて主張した点について、具
	体的な検証がなされていないことから、総務省殿においては、当社意見に対し、十分な検証を行
	っていただき、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。
	【当社1次意見(2010年10月)及び再意見(2010年11月)】
	・現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝
	送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電
	気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。
	・しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備の
	うち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック
	性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることか
	ら、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバにつ

検証結果案	当社意見
	いては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。
	・線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前—敷設できる環境は
	十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう
	改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設
	置できる環境は更に整備されてきていること。
	・現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提
	供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。
	・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月)において、ジュピターテレコム殿か
	ら「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行
	ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者
	が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備
	を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能で
	あることの証明であると考える」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤
	を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用し
	て自前ネットワークを構築することが十分可能であること。
	・KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設
	しサービスを提供することは十分可能であること。
	・光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。

≪NGN»

イ 指定の対象に関する検証

NGN、地域 IP 網、ひかり電話網等の IP 通信網について、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点について

昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。

⟨NGN⟩

- 検証結果案における総務省殿の考え方では、当社のNGNについて、
 - ①NGNはシェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP通信網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、

当社意見

②NTT東西のFTTHユーザは、NGNの収容ルータに収容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有しており、これらの状況は現段階においても変わりはないこと、

から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のNGNを指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。

- ・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを 提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、エンドユーザ を獲得する競争構造となっていること。
- ・現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年12月末)は55.7%、特に首都圏では49.2%と熾烈な競争が展開されていること。
- ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。
- ・FVNOは、現に一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、いまだ具体的な利用の要

検証結果案	当社意見
	望もないこと。 ・FNOについても、現に一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、仮に、今後、接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。
	 《地域IP網》 ○ 検証結果案における総務省殿の考え方では、地域IP網について、現にNTT東西合計で16 0社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、から引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが当面必要とされています。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社の地域IP網を指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。 ・当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。 ・ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。
	《ひかり電話網》 検証結果案における総務省殿の考え方では、ひかり電話網について、 ①固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザ対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、 ②0AB~JIP電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは、平成22年3月時点で68.8%(番号ベース)であるこ

検証結果案	当社意見
	と、
	から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。
	しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のひかり電話網を指定電気通信設備と
	する合理的な理由にはならないと考えます。
	・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業
	展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。
	・NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、OAB~J IP電話、CATV電話、
	050IP電話の合計に占めるNTT東西の 0AB~JIP電話シェアは38%(東西
	計:2010年12月末)に過ぎないこと。
	・更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは8%であり、2010年12
	月末時点で、ソフトバンクモバイル殿が2,400万を超えるユーザがいる中で、ひかり電
	話は1,146万番号(東西計)に過ぎないこと。
	○ 以上のとおり、検証結果案における総務省殿の考え方においては、当社のNGN、地域 I P網、
	ひかり電話網について、明確な理由なく、引き続き指定電気通信設備とすることとされておりま
	すが、以下のような当社の1次意見及び再意見について、十分に検証を行った上で、指定電気通
	信設備の対象から除外していただきたいと考えます。
	【当社1次意見(2010年10月)及び再意見(2010年11月)】
	・当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指
	定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。
	(1)世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自に
	I P通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自の I P通信網を既に
	構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はない
	こと。
	・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は中継ダー

検証結果案	当社意見
	クファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供しており、他事業者
	の利用実績も増加しています。
	中継ダークファイバの提供実績:
	151事業者、2,986区間、約4.6万芯(2007年3月末)
	⇒ 152事業者、3,431区間、約5.4万芯(2010年3月末)
	局舎コロケーションの提供実績:
	127事業者、1,884ビル、約4.5万架(2007年3月末)
	⇒ 119事業者、2,003ビル、約5.0万架(2010年3月末)
	・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニュー
	の多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の
	促進に寄与しています。
	(2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を
	規制する理由はないこと。
	・固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2010年12月末)は55.7%、
	特に首都圏では49.2%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、
	光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサ
	ービス環境が実現しています。
	(3) 諸外国においてもNGNを含む I P通信網を規制している例はないこと。
	・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月)において、米国電気通信協会殿か
	Ď.
	「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・ オープン化する
	規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られ
	ています。」
	「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備べー
	スの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くこ

検証結果案	当社意見
	とを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制 が存在しません。」 といった意見があるように、ブロードバンド市場に、従来の電話を前提とした規制を 持ち込むことなく、NGN等のIP通信網については、米国と同様に、原則非規制と
	していただきたいと考えます。

当社意見

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証 (ア) NGN に係る収容ルータ等における加 入者単位での接続機能をアンバンドル機能 の対象とすべきかという論点について

IP ネットワークは、PSTN に比べると構築が容易であり、独自の IP ネットワークを構築して独自のサービス等を提供している事業者も多いところである。したがって、競争事業者が自らの IP ネットワークにユーザを収容することが可能であれば、IP ネットワーク同士の競争を促進することが可能となる。

ただし、現状では、①ユーザは、NTT の FTTH サービスを選択すると、コア網は NTT (NGN) を選択するしかないといった実態にあり、② FTTH サービスにおける NTT 東西のシェアは 74%を超え、上昇傾向にある状況である。

以上を踏まえ、総務省においては、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能・サービスや IP 網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・ISP などにおいて、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得ることとしている。

○ 検証結果案における総務省殿の考え方では、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能・サービスやIP網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・ISPなどにおいて、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得ることとされております。

こうした検討を行うにあたっては、以下の観点を念頭に置き、これを十分反映していただきたいと考えます。

- ・指定電気通信設備制度が導入された当時は、他事業者が加入者回線の敷設や交換機を設置し、 当社と同等のネットワークを自ら構築して市場参入することは実質的に困難であったため、当 社の固定電話網を加入者へのアクセス網として中継事業者に貸し出すことにより、多数の事業 者が中継電話市場へ参入し、料金面を中心とした競争が進展したものと考えております。
- ・一方、ブロードバンド市場においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し、当社がオープン化により提供しているドライカッパやダークファイバといった素材や、当社の電柱・管路等を利用し、自らが敷設したアクセス回線を組み合わせることで独自の I P網を構築しており、各事業者は当社のNGNに依存することなく、自らが構築した I P網でお客様を獲得する形態で実際に市場参入しており、設備競争が進展しております。
- ・このように、ブロードバンド市場においては、他事業者は当社のNGNに依存することなく、各事業者が自らが構築した I P網でお客様を獲得する形態で参入しており、事業者間の接続も、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心の接続とは異なり、各事業者がそれぞれネットワークを構築してお互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっていることから、当社のNGNだけを規制の対象とする必要はないと考えます。
- ・むしろ、当社のNGNを規制の対象とすることによって、ISPやアプリケーション・コンテンツプロバイダ等との間で新たなビジネスを創出しようとしても、柔軟性を欠き、多彩なサービスの提供に支障をきたす虐があります。
- ・したがって、このような市場環境の変化を踏まえ、電話時代のように接続ルールとしてあらか

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証 (イ) 加入光ファイバにおいて、1分岐単位での接続機能をアンバンドル機能の対象 とすべきかという論点について

グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース取りまとめ「「光の道」構想実現に向けて」(平成22年12月14日)において示されたとおり、1芯(8分岐)単位での接続料設定と1分岐単位での接続料設定には、以下のようなメリット・デメリットが考えられる。

- ① 1 芯単位の接続料設定は、相対的には設備競争に配慮した方式であるが、少ない分岐回線のみ利用する事業者にとっては割高となる
- ② 分岐回線単位の接続料設定は、利用分岐 回線分だけのコスト負担となるため、サ ービス競争が促進されると考えられる が、設備競争への影響や効率的な利用の インセンティブが低下するといった懸 念が想定される。

上記の点も踏まえ、総務省及び関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定を含め、平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を行うこととさ

当社意見

- 2011年3月29日の加入者光ファイバ接続料認可申請答申において、OSU共用や1分岐 単位の接続料設定については継続して検討することが適当とされておりますが、-2011年2 月22日の電気通信事業部会・接続委員会合同ヒアリング等でもご説明させていただいていると おり、以下の観点から、OSU共用・-1分岐単位の接続料設定を実施すべきではないと考えま す。
- OSUの共用は、サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになるとともに、
 - ・膨大な開発費用を要し、サービスの料金が高くなること
 - ・共用する事業者間でサービスポリシーの刷り合わせが困難であること
 - ・新サービスの提供等において機動的なサービス提供等に障害がでること
 - ・故障発生時の事業者間切分けで復旧時間を要する等サービスレベルが低下すること といった問題があると考えており、当社として共用する考えはありません。
- 1ユーザ単位(1分岐単位)の接続料設定については、
 - ・設備構築事業者にとってコスト回収漏れが生じること
 - ・自ら設備を構築してサービスを提供する事業者と当社から設備を借りてサービスを提供する 事業者との間で同等性を確保できないこと

から、実施すべきではないと考えます。

検証結果案	当社意見
れている。	
総務省においては、NTT 東西から申請のあ	
った接続料変更案について、平成23年1月	
25日に認可の適否を示さずに情報通信行	
政・郵政行政審議会に諮問を行ったところで	
あり、平成22年度内を目途に成案を得る予	
定である。	

当社意見

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証 (ウ) NGNの帯域制御機能や認証・課金 機能(プラットフォーム機能)をアンバンド ル機能の対象とすべきかという論点につい て

NGN 上においては、NTT 東西が提供する回線情報通知機能やデータコネクト等の新サービスが登場するなど、UNI/SNI 接続によるサービスの多様化が見られるところである。

これら以外のプラットフォーム機能(認証、QoS、帯域制御、位置固定等)のオープン化については、まずは当該機能のオープン化を求める事業者が具体的要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当である。

また、ブロードバンド利活用の促進のためには、多様な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーション等の提供が重要であることから、NGNにおける通信プラットフォーム機能の在り方や、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能等について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得る予定である。

○ 検証結果案における総務省殿の考え方では、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能・サービスやIP網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・ISPなどにおいて、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得ることとされております。

こうした検討を行うにあたっては、以下の観点を念頭に置き、これを十分反映していただきたいと考えます。

- ・帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まって おらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情であることから、まずは、要望さ れる事業者において要望内容を具体化していただくことが必要であること。
- ・その上で、実現にあたっては、国際標準化動向も踏まえ、NNIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくことが望ましいこと。
- ・また、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、 あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であること。

考え方20

■ NTT 東西の意見にある指定事業者と非指 定事業者の接続料水準差については、接続ル ール答申を受けて、平成22年3月に二種指 定事業者を対象とした接続料算定ルール(第 二種指定電気通信設備制度の運用に関する ガイドライン。以下「二種指定ガイドライン」 という。)が策定されたところであり、当該 ガイドラインの策定を踏まえた非指定事業 者の積極的な対応により、現行の接続料の適 正性の向上が期待されるところである。ま た、接続料は設備の使用料として相手方接続 事業者に負担を求めるものであって、事業者 間で合意の上接続協定を締結するものであ ることから、その過程においては、移動通信 事業者・固定通信事業者を問わず、可能な限 り、事業者間で相互に理解が得られるよう説 明を行うことが適当である。以上を踏まえ、 総務省においては、関係事業者による今後の 取組状況を注視することとする。

当社意見

- 検証結果案における総務省殿の考え方では、当社のひかり電話網に係る機能を引き続きアンバンドルの対象とした上で、総務省において、接続料水準格差については関係事業者による今後の取組状況を注視するとされております。
- しかしながら、一部の固定電話事業者の設定する接続料がひかり電話接続料よりも高額となる 逆ざや問題が発生し、さらにその影響額は年々拡大している状況にあります。
- 加えて、当社は、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三 求めておりますが、当該事業者からは全く応じていただけず、非指定事業者の接続料の適正性の 向上が期待される状況にないことから、総務省殿においては速やかに固定電話事業者の接続料に ついて透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けていただきたいと考えます。

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

検証結果案

ア 指定要件に関する検証

全ての携帯電話事業者又は上位3事業者を 第二種指定電気通信設備規制の対象にすべ きとの指摘について

接続ルール答申で示されたとおり、二種指定 事業者に指定する端末シェアの閾値(2 5%)については、他に採用すべき合理的な 割合も存在しないことから、現時点でこの考 え方を変更する積極的理由は認められない が、二種指定制度の規制根拠については、指 定電気通信設備制度の包括的な見直しが必 要となった場合に、当該見直しの中で改めて 検証を行うことが適当である。

なお、接続ルール答申を受けて策定した二 種指定ガイドラインで示したとおり、二種指 定事業者以外の携帯電話事業者についても、 検証可能性に留意した上で二種指定ガイド ラインを踏まえた積極的な対応を行うこと が適当である。

当社意見

○ 検証結果案における総務省殿の考え方では、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当とした上で、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上で二種指定ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当とされております。

しかしながら、以下の観点から、全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制度の対象 とする等により、その接続料の透明性を確保し、適正性を検証できる仕組みを早急に作ることが 必要であると考えます。

- ・携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、その顧客規模は約 1.2億契約にのぼる大規模な市場となっております。
- ・その中で、ソフトバンクモバイル殿は、2010年12月末時点で2,400万を超える契約数を有しており、お互いに接続料を支払い合う関係にある固定通信事業者としても、その影響力は非常に大きいにも関わらず、携帯電話市場におけるシェアが25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされています。
- ・2010年3月に「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が制定されましたが、非指定事業者については、その接続料算定をガイドラインに沿うことを義務付けられず、各事業者の自主的な取組みに委ねることとされた結果、約2,400万もの契約数を抱え社会的影響力の大きいソフトバンクモバイル殿の設定する接続料は、2010年度適用分について一定の低減がなされたものの、依然として他の携帯電話事業者の設定する接続料との料金格差は拡大(2009年度:NTTドコモ殿の1.3倍→2010年度:NTT

検証結果案	当社意見					
	ドコモ殿の1. 5倍)しており、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三に					
	わたって求めておりますが、全く応じていただけない状況にあります。					
	・このように、	事業	美者間協議や「自主的な	や取組みに委ねる」と	こされているガイドラ	インのみで
	は、今後もお	や況の	改善が期待できない雰	見状を鑑み、ソフトバ	バンクモバイル殿の設	定する接続
	料の透明性を	と確保	早し、適正性を検証でき	る仕組みを作ってい	いただきたいと考えま	きす。
	・そのためには	は、全	ての携帯電話事業者を	第二種指定電気通信	言設備制度の対象とす	る等の措置
	が必要である	ると考	きえます			
	(参考) 携帯電話事業者3社の接続料比較					
	区分		事業者	2009年度	2010年度	
		N7	ΓΤドコモ	24.30円	15.66円	
	会社内・地域内	аι	u	25.74円	18.72円	
	(3分換算)	(3分換算) ソフ	フトバンクモバイル	30.60円	22.86円	
			対NTTドコモ	1 2 6 %	1 4 6 %	
			対au	1 1 9 %	1 2 2 %	
		I		I		

(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証

検証結果案

ア 指定要件に関する検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は 以下のとおりであり、NTT東西に所要の措置 を要請する事項、引き続き注視する事項、その 他の事項に区分して列挙する。

ア NTT東西に所要の措置を要請する事項 NTT東西の県域等子会社等において、禁止 行為規制の潜脱行為が行われており、規制の実 効性を確保する観点から、禁止行為規制の対象 を県域等子会社等にも適用する等の措置を講 じるべきとの指摘について

本意見で指摘されている事項について、NT T東西から県域等子会社への業務委託はNT T東西の経営の効率化の観点から行われてい ることから、それを制限するような措置をとる ことは望ましくないが、禁止行為規制の趣旨を 踏まえれば、NTT東西がその子会社に業務委 託した場合に当該子会社が委託を受けた業務 に関し反競争的な行為を行うことは当該規制 を事実上潜脱するものとして看過し得ないと

当社意見

- 県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こう した経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反 映されています。
- 会社の形態等に関わらず、当社の業務を委託する際には、従来より当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定することに加え、当社及び県域等子会社の社員向けに公正競争要件の遵守に関するマニュアルを整備するとともに、研修会や e ラーニング研修等を実施する等、適切な措置を講じております。
- また、実施計画(2010年3月)を策定し、一層の公正競争の遵守・徹底に向けて、営業部門における他事業者情報の閲覧を原則不可とするシステム改修や、他事業者情報を取り扱う受注等処理業務の営業部門からの分離及び設備部門への移管など、他事業者情報の不適切な取扱いが生じる余地を一切残さない厳格な仕組みを構築しており、現在、この実施計画に沿ってセキュリティ強化の取り組みを着実に実行していることから、公正競争上の問題はないと考えております。
- したがって、役員兼任について、引き続き報告を求める必要性は乏しいと考えます。

検証結果案	当社意見
考えられる。このことから「グローバル時代に	
おけるICT政策に関するタスクフォース」の	
「過去の競争政策のレビュー部会」及び「電気	
通信市場の環境変化への対応検討部会」(以下	
「合同部会」という。) の取りまとめ等を踏ま	
えて「光の道」構想に関する基本方針等を策	
定・公表したところである。当該基本方針等に	
基づき、子会社等との一体的経営への対応を含	
む電気通信事業法等の改正案が、今通常国会へ	
の提出に向けて閣議決定されている。	
なお、本件については、これまでの競争セー	
フガード制度の運用においても、NTT東西と	
県域等子会社との間の役員兼任の実態の報告	
を要請する等の対応を行ってきたが、上記改正	
法案に係る規定の整備等と並行して、NTT東	
西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い公	
正競争確保上の問題が発生しないかどうか引	
き続き注視していく必要があるため、NTT東	
西に対し、当該実態の本年度の状況について報	
告を求めることとする。	